

令和8年度

男女共同参画に取り組む 自治会等支援事業補助金

自治会の女性役員の増加に
取り組み、誰もが暮らしやすい
地域づくりに向けた宣言を行う
団体を応援します！



地域での男女共同参画、
多様な担い手が活躍できる環境づくりを目指して

補助事業	地域(自治会等)での男女共同参画の推進、多様な担い手が活躍できる環境づくりのため、自治会の女性役員の増加に資する事業。 【補助対象事業(例)】 ・女性役員等の就任や活動が盛んな地域の視察 ・女性も参画しやすい自治会の環境や気運づくりに関するセミナーやワークショップ等の開催 ・女性役員増加に取り組む県内の自治会同士の情報交換会の開催 等
事業実施主体	次の要件をすべて満たす、県内の自治会(町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体)、自治会連合会、まちづくり協議会、男女共同参画推進団体 等 (1)性別による無意識の思い込みや固定的役割分担意識による弊害の解消、地域での男女共同参画の推進等により、 誰もが暮らしやすい地域づくりに向けた宣言 を行い、取り組みを進める団体であること。(裏面に宣言文の例があります。) (2)同一事業で他機関等の補助・助成又は委託を受けていないこと。
補助対象経費	補助事業を実施するために必要と県が認める経費 【必要経費の例】 ・講師への報酬 ・視察先への交通費、バス等借上料 ・研修会場使用料 ・コピー用紙・筆記用具、コピー代、郵便料金等 ・託児費 ・講師の昼食代、意見交換の際のお茶菓子等 ■団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、飲食費(上記の必要な経費を除く)等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としません。 ■本補助金対象事業以外の目的の経費が含まれる場合は、交付申請額から相当額を除算します。
補助率	10/10(限度額100千円)

※予算に限りがありますので、原則申込み先着順に交付決定します。
※令和9年3月15日までに完了を報告いただける事業が対象になります。



詳しくはとりネットのこちらのページをご覧ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/324989.htm>

《お問い合わせ先》 鳥取県男女協働未来創造本部 県民運動課
〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心内
電話 0858-23-3977 ファクシミリ 0858-23-3989
電子メール kenmin-undou@pref.tottori.lg.jp



(宣言文の例)

誰もが暮らしやすい地域づくりに向けた男女協働未来宣言

わたしたちは、

- 性別によるアンコンシャス・バイアスの弊害を解消し、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます。
- 地域での男女共同参画の推進と、多様な担い手が活躍できる環境づくりのため、自治会役員への女性の就任と増加を目指します。

年 月 日

〇〇〇自治会